

● フカヒレ取引の管理がしやすく

2022年11月にパナマで開催されるワシントン条約第19回締約国会議(CITES CoP19)の議題が条約のウェブサイトで公開されました。

注目されるのが、世界で取引されているフカヒレの多くをカバーするサメ種の4つの提案です。

[1]. ジンベイザメをはじめ、すでにいくつものサメ種が附属書に掲載されていますが、切り取られたヒレや加工されたフカヒレを見て、規制対象のサメか否かを税関職員や警察官など法執行の担当者が正確に判断することは困難です。また規制対象ではない近縁種が代わりに乱獲されることが問題になっています。

これらの提案が採択されれば、国際的なフカヒレ取引はワシントン条約の管理下に置かれ、持続可能な漁業の範囲内であることを証明しなければなりません[2]。ヒレだけでなくサメ肉の需要も世界的に増加しており[3]、サメの無規制な漁業が改善されることが期待されます。

● 附属書Ⅱによる持続可能な漁業

とくに開催国パナマを含む中米の国々、大西洋の対岸のガボン、セネガル、EU、英国、北アイルランド、インド洋のスリランカ、セイシェル、モルディブなど16か国がメジロザメ科を附属書Ⅱにリストアップすることを提案していることが重要です。メジロザメ科には日本でサメ漁業の主要種であるヨシキリザメも含まれます。日本は世界でもっとも多い12のサメの種・属を留保(条約の対象外とする措置)しています。その理由は「絶滅のおそれ

があるとの科学的情報が不足していること、地域漁業管理機関が適切に管理すべきこと等(外務省ウェブサイト)」です。

サメの仲間、産卵数が多く寿命の短いサマナなどと違い、成熟年齢が高く妊娠期間が長いなど個体数の回復に時間がかかる生物です。2021年には国際自然保護連合(IUCN)が、サメの37%が絶滅の危機に瀕していると発表しました[4]。

2019年に開催されたCITES CoP19では、サメの附属書Ⅱ掲載提案に対し国際連合食糧農業機関(FAO)は水揚げ量を根拠に絶滅のおそれはないと主張しましたが、IUCNサメ専門家グループの研究者らは水揚げされたサメの年齢や生息域での研究から絶滅の危機を主張し、提案が採択されました。

附属書Ⅱに掲載されても、科学的に種の存続に害のないことが証明できれば公海での漁業も輸出もできます。規制のデメリットではなく、附属書Ⅱ掲載がもたらす持続可能な漁業に目を向けるべきです。



Great white shark underwater at Gansbaai / Fiona Ayerst

[1] <https://cites.org/eng/cop/19/amendment-proposals/provisional>

[2] ワシントン条約 附属書Ⅱの場合、公海から持ち込む国または輸出する国の科学当局の「種の存続に害がない」証明が必要

[3] THE SHARK AND RAY MEAT NETWORK A DEEP DIVE INTO A GLOBAL AFFAIR WWF 2021

[4] Tuna species recovering despite growing pressures on marine life - IUCN Red List 2021年9月4日プレスリリース

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立: 1990年 NPO法人格取得: 2001年 認定取得: 2014年

名誉会長: 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長: 小川渥(東京学芸大学名誉教授) 副会長: 森川純(慈恵大学名誉教授) 事務局長: 鈴木希理恵

理事: 小林邦彦(海外環境協力センター) 永石文明(順天大学名誉教授) 並木美砂子(帝京科学大学教授) 古沢弘祐(国学院大学客員教授)

監事: 高橋智史(フォドジャーナリスト) 顧問: 若田好宏(元・中学高校教諭) 山崎一合(総合地球環境学研究所所長)

〒108-0014

東京都港区芝4-7-1 西山ビル4階 コラボオフィスmingle

事務局携帯電話: 070-4342-5697

E-mail: info@jwcs.org <http://www.jwcs.org>

【会費・寄付のご送金先】

郵便振替 00160-9-715145

加入者名 野生生物保全論研究会

正会員年間 5000円

表紙: サバナソウ 絵: 小原秀雄

JWCS通信 2022年度通巻96号

2022年8月発行

発行人=小川渥

編集=鈴木希理恵

